

(11) ねぎ

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの	/	/
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 8.9kg/10a以下	12.7kg/10a
化学農薬低減技術	① 生物農薬利用技術 ② 天然物質由来農薬利用技術 ③ 光利用技術 ④ 被覆栽培技術(防虫網資材等) ⑤ フェロモン剤利用技術	化学農薬使用回数(成分数) 10回以下	13回